旭川市ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物管理指導要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）を適正に管理及び処理すること、並びにポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「ＰＣＢ使用製品」という。）を廃棄することについて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号。以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の法令で定められているもののほか、必要事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この要綱で使用する用語の意義は、ＰＣＢ特別措置法及び廃棄物処理法の例による。

（保管開始届）

第３条　ＰＣＢ使用製品の廃棄等により、ＰＣＢ廃棄物を新たに保管することとなった保管事業者は、保管事業場ごとに「ＰＣＢ廃棄物保管開始届」（別記様式１）を市長に提出するものとする。ただし市長が、ＰＣＢ特別措置法第１６条第２項に基づく承継届出書その他の届出により、既にＰＣＢ廃棄物の保管を把握している場合など、当該保管開始届の提出を要しないと認めたときは、この限りではない。

　　なお、高濃度ＰＣＢ廃棄物を新たに保管する場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第１号（１））により届出を行うものとする。

２　前項の届出には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

（１）ＰＣＢ廃棄物の種類が確認できる写真

（２）ＰＣＢ廃棄物の保管状況が確認できる写真

（３）その他市長が必要と認める書類

（保管事業場変更計画書）

第４条　保管事業場を変更しようとする保管事業者は、事前に「ＰＣＢ廃棄物保管事業場変更計画書」（別記様式２）を市長に提出するものとする。

２　前項の計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）運搬経路図

（２）運搬を委託する場合は、運搬委託契約書の写し

（３）その他市長が必要と認める書類

３　市長は、第１項の変更計画書の内容が適当であると認めるときは、別記様式３により保管事業者に対し、その旨通知するものとする。

４　保管事業者は、前項の通知を受けた後に当該通知に係る保管事業場を変更するものとする。

（変更の報告等）

第５条　保管事業者は、第３条、ＰＣＢ特別措置法第８条第１項又はＰＣＢ特別措置法第１６条第２項の規定により行った届出について、次のいずれかに該当する場合、速やかに「ＰＣＢ廃棄物保管状況等変更報告書」（別記様式４）を市長に提出するものとする。

（１）届出を行ったＰＣＢ廃棄物について、ＰＣＢ廃棄物ではないことが判明した場合

（２）届出を行ったＰＣＢ廃棄物について、数量や種類等が変更となった場合

２　前項の報告書には、変更の内容が確認できる書類を添付するものとする。

３　保管事業者又は所有事業者は、ＰＣＢ廃棄物又はＰＣＢ使用製品の破損又は紛失が判明したときは、直ちに状況を調査し、汚染の除去又は当該物の回収の措置を行うとともに、再発防止対策を講じ、これらの内容について「ＰＣＢ廃棄物等破損（紛失）報告書」（別記様式５）を市長に提出するものとする。

（保管に係る自主点検の実施）

第６条　保管事業者は、ＰＣＢ廃棄物の保管状況について６か月に１回以上自主点検を行い、その結果を「ＰＣＢ廃棄物の保管に関する自主点検票」（別記様式６）に記録するものとする。

２　前項の点検結果については、ＰＣＢ特別措置法第８条第１項（ＰＣＢ特別措置法第15条及び第19条において読み代えて準用する場合を含む。）に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書とともに市長に報告するものとする。

第７条　削除

第８条　削除

（公表）

第９条　市長は、市内のＰＣＢ廃棄物の前年度の保管等状況のについて、毎年度10月１日から翌年９月30日まで公表するものとする。

第10条　削除

（廃安定器の形状の変更）

第11条　ポリ塩化ビフェニル汚染物又はその疑いのある廃蛍光ランプ用安定器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウムランプ用安定器（以下「ＰＣＢ使用廃安定器」という。）を、分解又は解体作業による形状の変更（以下「形状変更作業」という。）を行おうとする保管事業者は、事前に「ＰＣＢ使用廃安定器の形状変更作業計画書」（別記様式７）を市長に提出するものとする。

２　前項の作業計画書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

（１）形状変更作業の内容を示す書類

（２）形状変更作業を予定するＰＣＢ使用廃安定器及び当該廃安定器に付属するコンデンサの形状及び性状が確認できる写真

（３）生活環境保全上の支障を防止するために使用する機材（オイルパン、局所排気装置等）の規格・能力等を示す書類及び写真

（４）作業時、着用する耐油製ゴム手袋、保護マスク、保護メガネ等適当な保護具の写真

３　市長は、第１項の作業計画書の内容が適当であると認めるときは、別記様式８により保管事業者に対し、その旨通知するものとする。

４　保管事業者は、前項の通知を受けた後に当該通知に係る形状変更作業を行うものとする。

５　第１項の作業計画書を提出した保管事業者は、形状変更作業終了後（ＰＣＢ濃度判定を含む。）、「ＰＣＢ使用廃安定器の形状変更作業報告書」（別記様式９）を市長に提出するものとする。

６　前項の報告書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

（１）生活環境保全上の支障を防止するための措置状況の写真

（２）形状変更作業を行ったＰＣＢ使用廃安定器の作業前後の写真

（３）ＰＣＢ含有量の判定に係る分析結果報告書の写し

（４）形状変更作業後の保管状況の写真

７　市長は、第５項の作業報告書が提出され、形状変更作業が適正に行われたと認められるときは、保管事業者に対し、第５条第１項に基づくＰＣＢ廃棄物保管状況等変更報告書の提出を求めるものとする。

（譲渡し及び譲受け）

第12条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成１３年環境省令第２３号。以下「ＰＣＢ特別措置法施行規則」という。）第２６条第１項第５号及び第６号の規定に基づき、ＰＣＢ廃棄物の譲渡し及び譲受けを行おうとする者は、事前に市長と協議を行うものとする。

２　前項の規定による協議は、譲渡し及び譲受けを行おうとする者が「ＰＣＢ廃棄物の譲渡し及び譲受けに関する協議書」（別記様式１０）に、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付して、市長に提出することとする。

３　市長は、前条の協議に基づく譲渡し及び譲受けを認める場合には、別記様式１１により協議者に対して、譲渡し及び譲受けを承認する旨を通知するものとする。

４　市長は、前条の協議に基づく譲渡し及び譲受けが認められないと判断したときは、別記様式１２により理由を付して協議者に対して、譲渡し及び譲受けを承認しない旨を通知するものとする。

（委任）

第13条　この要綱の施行に関し必要な事項については、環境部長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年８月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２９年３月２８日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和４年３月２３日から施行する。

別表

（１）ＰＣＢ特別措置法施行規則第２６条第１項第５号に係る譲渡し等

（ＰＣＢ廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 協議者 | 添付書類 |
| 保管事業場の所在地が旭川市内であるＰＣＢ廃棄物の譲渡し | 譲渡者 | １　試験研究等の概要を記載した書類  ２　ＰＣＢ廃棄物の種類が確認できる写真  ３　その他市長が必要とする書類 |
| 試験研究等の用に供する施設の所在地が旭川市内であるＰＣＢ廃棄物の譲受け | 譲受者 | １　試験研究等の概要を記載した書類  ２　ＰＣＢ廃棄物の種類が確認できる写真  ３　試験研究等の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図  ４　前号に掲げる施設の所有権を有すること（協議者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類  ５　定款又は寄付行為及び登記事項証明書  ６　役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書  ７　廃棄物処理法第１４条第５項第２号イからへまでに該当しないものであることを誓約する書面  ８　直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類  ９　その他市長が必要とする書類  １０　ＰＣＢ廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業者又は廃棄物処理法第１５条の４の４に基づく認定を受けている者が譲り受ける場合にあっては、２から８までの書類に代えて、当該許可又は認定に係る許可証又は認定証の写し |

（２）ＰＣＢ特別措置法施行規則第２６条第１項第６号に係る譲渡し等

（保管事業者が確実かつ適正にＰＣＢ廃棄物を保管することができなくなった場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 協議者 | 添付書類 |
| 保管事業場の所在地が旭川市内であるＰＣＢ廃棄物の譲渡し | 譲渡者※１ | １　ＰＣＢ廃棄物の種類が確認できる写真  ２　譲り渡す者の存続が認められないことが客観的に明らかであることを証する書類  ３　譲り受ける者が当該ＰＣＢ廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理することについて、合意がなされている旨を記載した文書 |
| 新たな保管事業場の所在地が旭川市内となるＰＣＢ廃棄物の譲受け | 譲受者※２ | １　廃棄物処理法第１４条第５項第２号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記様式１３）  ２　直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類  ３　廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管を行うことができることを説明する書類  ４　譲り受けるＰＣＢ廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理することについて、譲渡す者と合意がなされている旨を記載した文書 |

　　※１　確実かつ適正にＰＣＢ廃棄物を保管することができなくなった保管事業者

　　※２　ＰＣＢ廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者